

令和3年8月27日

「学校法人ガバナンス改革会議」への意見書

日本私立小学校連合会
会長 重永睦夫

「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について（令和3年3月19日有識者会議まとめ）を踏まえての改革会議であることから、このまとめに対して、日本私立小学校連合会を代表して、総論と各論に分けて意見を申し述べます。

【総論】

- 1, 小学校を経営・運営し児童の教育を司る立場から一読させていただきましたが、まず感じたことは、学校法人のガバナンスを社会福祉法人や公益財団法人との比較の中から紡ぎ出そうとしており、小学校現場のあり方や現状に即して考慮されていないということです。

報告書をより良く修正していくために、私ども現場の意見をこのように徴していただいていることと思いますので、感謝申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 2, 学校法人が公的私学助成や税制優遇措置の対象であることから、今般、学校法人のガバナンスについて規制強化を図るというようにも受け止められました。ここにも強い違和感を抱いた次第です。

私学助成は、報告書3ページ第二段落においてご承知いただいているように、私立学校振興助成法に基づいて実施されているものですが、それは私立学校が公教育分野に果たす重要な役割に鑑みてのものであって、国から恩恵的なものとして恵んでもらっているものではありません。

- 3, だからこそ、それぞれの学校法人は、私立学校の重要性を十分に認識して公正な学校運営に意をくわいてきております。

不正ないし不適切な学校運営をはたらく学校法人があらわれるのは稀なことであり、今後とも所轄官庁による個別対応の適正指導によって解決できると考えております。

- 4, 以上のことは、報告書5ページ最後の段落に「私立学校の自主性を尊重」という言葉に見られるように、貴有識者会議におかれても十分認識していただいていることと承知しております。

それでは各論について申し述べてまいります。

【各論】

1, 報告書 6 ページから 7 ページにかけて構想されているような、評議員会を理事会の諮問機関からチェック（監視）機関へと改め、理事会と〈対立構造〉に移すことには反対します。

① 6 ページ第四段落に「評議員会が優れた経営陣を選び、運営に関する重要方針や実績をしっかりと確認することにより、チェック機能を重層的に働かせることが重要である。」と構想されています。そしてまた、8 ページ第一段落において、「監事の選任」、「理事」「外部人材の招へい」も評議員会に負わせる。また「緊張感と自信を持って役員の資質能力や実績を客観的に把握・評価」することも評議員会の責任だと構想されています。

1) 学校、とりわけ小学校運営において大切なことは、児童の教育に携わるすべての関係者が意見の違いがあってもそれを乗り越えて穏やかな日常を醸し出して児童を包み込み、校長（理事長）を中心とした学校運営に尽力することです。教職員に意見の違いがあるからと言って監視しあったり対立しあったり反目しあったり猜疑心をもって日常を過ごすということを排除することが極めて大切なことから考えれば、報告書が評議員会をチェック機関に変えると構想していることには反対の考えです。

2) また、「優れた経営陣を選び、運営に関する重要方針や実績をしっかりと確認すること」という職務は、現行において、理事会とそれを支える法人事務局が担っている職務と同等のものであります。それを評議員会に負担させるというのは想像を絶します。現行評議員会の中には、ご存じのように、校長をはじめ現場責任者その他によって構成されている学校法人もありますが、いずれも評議員以外の仕事を持っている人たちです。そういう人々に理事会や法人事務局と同等の職責を負わせるのはあまりに過重なことであり、とりわけ校長等が評議員となっているところでは、児童の教育を司ることが疎かになります。現在においてさえ、校長等は関係各方面から督促される書類やアンケートの作成などに追われ、児童や教職員、保護者と向き合う時間が削られることが多く、教育者として嘆かわしい日々と思うことが多いのであります。そういうことから、評議員会は、現行の諮問機関という位置づけが妥当であると判断します。

② 以上の懸念を解消して評議員会をチェック（監視）機関にするためには、校長等現場教職員や他に仕事を持っている者を評議員会から外し、理事会

監視機能を十全に担える人材のみで構成させることにすれば良いとなります。実際に、報告書 10 ページには、「評議員に占める学内関係者の割合に一定の上限を課し、当該上限を段階的に引き下げていく」とか「自己監視の懸念をもたれないよう、人材確保の実態を見極め・・・」と構想されています。その構想を実現するには、現行のように無償ボランティアでは不可能ですから、相応の報酬や手当を支給することが必要になります。これを現行学校法人の会計の中から捻出することは困難と思われます。

言葉を変えて言えば、報告書 12 ページ冒頭段落において「また、評議員に固有の特別の義務や損害賠償責任を改めて一律に定めることにより、新たな外部人材が評議員に就任することに対して消極的になってしまう・・・」と正に記されている通りであります。

ことさら評議員会を理事会に対立させなくとも、学校経営に対する監視機能は監査法人による現行体制で十分に果たせていると考えます。

- ③ 根本的なことを申せば、現行評議員会は学校現場を熟知する者によって構成されているからこそ、理事会の諮問に応えることができるわけです。ですから評議員会に校長等が入っている学校法人もいくつもあります。

それをわざわざ校長らを外して理事会のチェック機関に変更しようというのは、小学校運営において好ましい改革とは思えません。

- ④ そもそも、現行の評議員会が有する「諮問機関」という位置づけで、どうして良くないのでしょうか。報告書 9 ページ第一段落において、「評議員のうちから選任された者に理事として法人の業務にも関与させるという現在の評議員理事の制度については・・・」という長い記述がありますが、この部分の認識はあまりに単純な図式と言わざるを得ません。

冒頭総論に申しましたように、理事会と評議員会を対立構造として捉えて制度改正に移すのは学校法人の在り方として間違っていると考えます。

学校法人は教育という「国家百年の大計」にあずかっております。社会福祉法人や公益財団法人のガバナンスの在り方とは当然違いがあつて然るべきです。

- ⑥ 報告書 13 ページ第三段落に「評議員会は、学校法人の公共性の高揚という観点から、ステークホルダーとのエンゲージメントを機関設計に先駆的に取り入れたものと評価・・・ガバナンスコードに盛り込んでいくべきである。」という記述があります。そのことには納得致しますが、やはり評議員会が繁忙に陥らない配慮が必要だと思っております。

2, 学校法人の理事長をはじめ理事会の構成メンバーの資格要件は、「私立学校の創立者と建学の精神」について熟知し、それを現代の教育方針とカリキュラムとして展開できることが要件です。

9 ページ最下段に「各役員・各評議員の親族・特殊関係者については、評議員への就任を禁止することとすべきである。」と断じられています。親族・特殊関係者を一概に排除すべきと言うべきではありません。稀な事案を理由に「羹（あつもの）に懲りて膾（なます）を吹く」類、「盥（たらい）の水とともに赤子を捨てる」類の断じ方であると考えます。

私どもは「親族・特殊関係者」に遠慮して以上のことを申し立てるのではありません。冷静に考えていただければご理解いただけることですが、創立者が志をもって私財を投げうって学校を創立して以来、何十年ないしは百年を超える歴史にわたって、建学の精神がバックボーンとして生き続ける（生き続けさせなければならぬ）のが私立学校です。したがって、創立者と建学の精神を熟知し、かつそれを現代や将来に適合させて展開できる者が学校経営と児童教育に携わらなければ私立学校とは言えません。創立者と建学の精神を熟知する最も身近な立場にいるのが「親族・特殊関係者」であることは間違いないことです。不正に手を染めたり、不適切な学校運営を行ったり、人権に抵触するようなことをしたりすることがないのに、最初から「親族・特殊関係者」を排除する規定を盛り込むべきではありません。「親族・特殊関係者」のみで学校法人役員が独占されることによる弊を取り除くために、すでに現行において制限されていることで十分であります。

以上、私立小学校の児童教育を司っている者の立場から、意見を申し述べました。ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。